

熱海市告示第7号

熱海市伊豆山復興計画検討委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和4年2月8日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市伊豆山復興計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、令和3年7月1日からの大雨による伊豆山土石流災害（以下「土石流災害」という。）からの復興に向け、復興計画を策定するに当たり、広く意見を聴取し、迅速かつ効果的な計画とするため、熱海市伊豆山復興計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 復興計画 復興基本計画及び復興まちづくり計画をいう。
- (2) 復興基本計画 土石流災害からの復興に向けた基本方針、理念等を定めた計画をいう。
- (3) 復興まちづくり計画 被災区域における復旧の具体的な方向性を定めた計画をいう。
- (4) 被災区域 土石流災害により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に基づき熱海市長が設定した警戒区域をいう。
- (5) 町内会 地域住民により自主的に組織された自治会をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、復興計画の内容に関する事その他市長が必要と認める事項に関し、市長の求めに応じて意見を述べるものとする。

(組織)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内会の一部又は全部の区域が被災区域に存する町内会から推薦を受けた者
- (3) 伊豆山地区に所在する福祉又は教育に係る団体から推薦を受けた者
- (4) 伊豆山地区に所在する産業関係団体から推薦を受けた者
- (5) 伊豆山地区に所在する市民組織、職域団体等から推薦を受けた者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から復興計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、熱海市伊豆山復興推進本部担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初に行われる会議の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が行い、委員長が選出されるまでその議長となる。